

暴力団等並びに暴力団員及び暴力団準構成員等の認定基準について

令6. 3. 25丁組一発第172号

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長から警視庁組織犯罪対策部長、各道府県警察本部長

(概要)

暴力団対策の対象を明確にするため。

- 暴力団
- 暴力団員
- 暴力団準構成員
- 総会屋等
- 社会運動等標ぼうゴロ

等の認定基準を定めたものである。